

第6章 空家等対策の連携体制

1 空家等対策協議会

空家法第7条に則し二宮町空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、本計画の変更や実施に関する協議を行います。

協議会の構成員は、町長のほか大学教授等学識経験者、弁護士、税理士、司法書士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士、福祉関係者、関係行政機関、地域住民の代表等です。

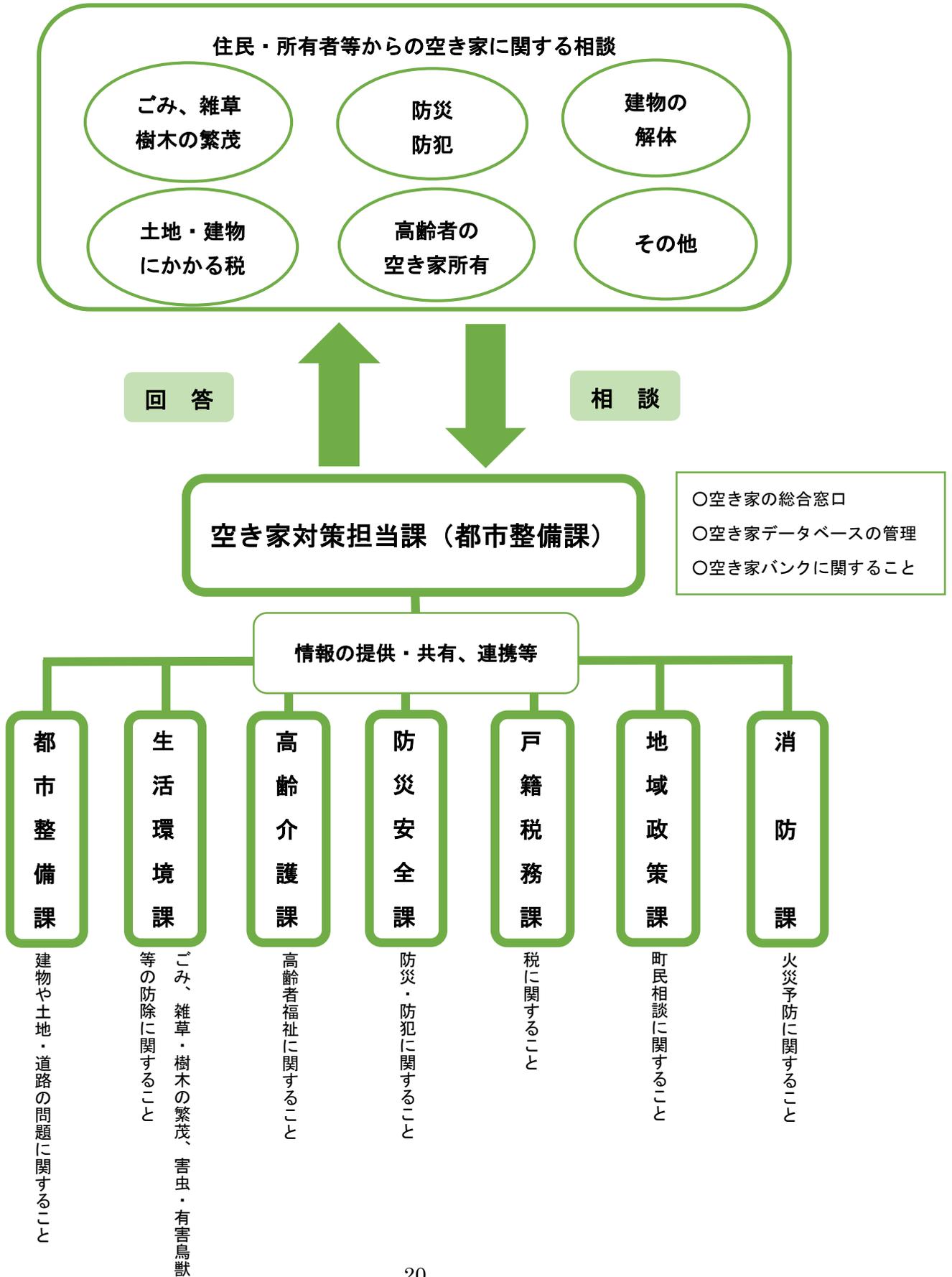
2 庁内関係部署との連携体制

空き家に関する問題は、ごみや樹木の繁茂、相続、土地や道路の権利等、多岐に渡ります。町では複雑な問題に対応できるよう、庁内関係部署と連携をとり、空き家問題の総合的な解決に努めます（表8）。

表8 庁内関係部署一覧

相談内容	対応窓口
空き家の総合窓口、空き家データベースの管理、 空き家バンクに関すること、建物や土地・道路の問題に関すること	都市整備課
ごみ、雑草・樹木の繁茂、害虫・有害鳥獣等の防除に関すること	生活環境課
高齢者福祉に関すること	高齢介護課
防災・防犯に関すること	防災安全課
税に関すること	戸籍税務課
町民相談に関すること	地域政策課
火災予防に関すること	消防課

【相談対応体系図】



3 外部団体等との連携体制

町では介入できない相隣関係、相続等の権利関係に関する問題、有効活用に関する相談等に対応するため、専門家団体との連携による、効果的な相談体制の構築を進めていきます（表9）。

表9 外部団体等との連携体制

相談内容	専門家団体
相続や権利関係等に関すること	神奈川県弁護士会
税金に関すること	東京地方税理士会平塚支部
相続や登記等に関すること	神奈川県司法書士会
不動産の売買・賃貸等に関すること	神奈川県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会神奈川県本部
土地の境界等に関すること	神奈川県土地家屋調査士会
空き家の管理・活用等に関すること	神奈川県居住支援協議会
高齢者福祉に関すること	二宮町社会福祉協議会

